

国民健康保険加入または後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請について

高額な外来診療を受けるときや、入院したとき、同じ月に同じ医療機関に支払う一部負担金と、入院時の食事療養費または生活療養費が減額される制度です。

### 国民健康保険に加入のかた

#### ■対象となるかた

- ・70歳未満のかた
- ・70～74歳のかた（前ページ表中の交付対象者欄に○印のある区分のかた）

#### ■申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、印鑑

#### ■申請場所

住民福祉健康課 保険年金係

#### ■現在認定証をお持ちのかた

現在お持ちの認定証の有効期限は平成30年7月31日となっています。引き続き必要なかたは、更新手続きをしてください。申請手続きの受付は8月1日(水)からです。

### 後期高齢者医療制度に加入のかた

#### ■対象となるかた

前ページ表中の交付対象者欄に○印のある区分のかた

#### ■申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、印鑑

#### ■申請場所

住民福祉健康課 保険年金係

#### ■現在認定証をお持ちのかた

現在お持ちの認定証の有効期限は平成30年7月31日となっていますので、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。ただし、平成29年中の所得状況により、認定を受けられない場合もあります。

### 【国民健康保険】70歳未満のかたの自己負担限度額（月額）

所得区分	区分	過去12か月以内に3回まで	4回目以降※2
所得※1が901万円を超える	(ア)	252,600円 〔総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算〕	140,100円
所得が600万円を超え901万円以下	(イ)	167,400円 〔総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算〕	93,000円
所得が210万円を超え600万円以下	(ウ)	80,100円 〔総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算〕	44,400円
所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	(オ)	35,400円	24,600円

※1 所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除額後の総所得金額などのことです。

※2 過去12か月の間に、一つの世帯での自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降の限度額。

70～74歳の国民健康保険加入のかたおよび後期高齢者医療制度加入のかたの自己負担限度額は、高額療養費の自己負担限度額（4ページ）と同額です。

### 後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

## 後期高齢者医療被保険者証は7月中に送付します

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成30年7月31日となっていますので、7月中に新しい被保険者証を送付します。8月以降、病院などにかかるときは新しい被保険者証をご使用ください。



# 住民福祉健康課

## からのお知らせ

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係 ☎76-1366

### 70～74歳の国民健康保険加入または後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

## 高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費の自己負担限度額（月額）が、平成30年8月から変更になります。

### 7月まで

区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	4回目以降※2	交付対象者
現役並み所得者	57,600円	80,100円 〔総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算〕	44,400円	×
一般	14,000円 (年間※1上限額144,000円)	57,600円	44,400円	×
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—	○
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—	○



### 8月から（現役並み所得者は3つの区分に細分化されます）

区分	外来＋入院（世帯単位）	4回目以降※2	交付対象者	
現役並み所得者	課税所得690万円以上 〔総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算〕	252,600円	140,100円	×
	課税所得380万円以上 〔総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算〕	167,400円	93,000円	○
	課税所得145万円以上 〔総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算〕	80,100円	44,400円	○
一般	18,000円 〔年間※1上限額144,000円〕	57,600円	44,400円	×
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—	○
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—	○

※1 年間……8月から翌年7月

※2 過去12か月に、ひとつの世帯での自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額。